

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会（第75回）議事概要

1 日 時

平成28年11月18日（金）13時59分～15時33分

2 場 所

総務省 第3特別会議室（中央合同庁舎第2号館11階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、
関口 博正、長田 三紀、三友 仁志、山下 東子

（以上8名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

（3）総務省

富永総合通信基盤局長、秋本総合通信基盤局総務課長、竹村事業政策課長、堀内
事業政策課市場評価企画官、安東事業政策課調査官、藤野料金サービス課長、内
藤料金サービス課企画官、廣重電気通信技術システム課番号企画室長

（4）事務局

東情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）答申事項

ア 第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正（NGNにおける優先パケッ
ト識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル）について
【諮問第3086号】

接続委員会主査である相田専門委員から接続委員会での調査・検討の結果につ
いて報告があり、審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

NTT東日本・西日本以外の電気通信事業者がNGN上で独自の品質保証型のO
A B - J I P電話サービス等多様なサービスを提供する環境を確保するため、特
定のパケットを優先して転送する機能を新たにアンバンドル機能として追加する

ために、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正するもの。

イ 電気通信事業法第12条の2第4項第2号の規定による特定電気通信設備の指定について【諮問第3087号】

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

電気通信事業法においては、第一種・第二種指定設備設置者又はそのグループ会社が、グループ外の「特定電気通信設備」の設置者と合併等を行う場合に電気通信事業の登録の更新が必要とされているところ、当該特定電気通信設備の指定に関する告示を改正するもの。

ウ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3088号】

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

ユニバーサルサービス制度に基づくNTT東西に対する交付金の額及び交付方法並びに各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法を定めるもの。

エ 電気通信番号規則等の一部改正について【諮問第3089号】

電気通信番号委員会主査である酒井委員から電気通信番号委員会での調査・検討の結果について報告があり、審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

M2M（Machine to Machine）サービス等に係る電気通信番号の需要増加対策及び携帯電話番号の逼迫対策のためにM2M等について専用番号を導入するべく電気通信番号規則をはじめとする関係省令等を改正するもの。

(2) 諮問事項

ア 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について【諮問第3090号】

審議の結果、本件は必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されているこ

とから、意見募集については、必要的諮問事項の部分も含め、総務省において実施することを決定し、必要的諮問事項については提出された意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

第二種指定電気通信設備接続料規則に係る接続料の算定方法の修正を行うべく関係省令等を改正するもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧下さい。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡下さい。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 東・宇佐美

電 話：03-5253-5694

F A X：03-5253-5714

メー ル：ip-council@soumu.go.jp